

# 社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

## 「ポストク（博士研究員）」に対する就職支援

### ◆政府の「1万人支援計画」

博士号取得者らが増加するきっかけとなった政府の「ポストドクター等1万人支援計画」は、最先端の研究を支える人材を育成する目的で1996年度に始まりました。先日の新聞報道によると、当時4,000人程度だった博士号取得者は、1999年度に10,000人を超え、2008年度は17,945人となったそうです。

### ◆「ポストク」経験者の就職難

ポストドクター制度（ポストク制度）は、1950年代に米国で国立衛生研究所（NIH）が最初に導入し、生命科学をけん引したことで、科学技術の原動力と認知されました。また、短期間のプロジェクトに関して任期付きで雇用すれば、研究者間の競争を促しやすいという面も強調されていました。

ところが、日本では、ポストク経験者の企業採用が進まず、就職難が問題となり、担当教授からは単に「プロジェクトの労働力」とみなされ、大学などを転々とする「フリーター博士」なる言葉も生まれています。

そして、2009年に始まった「事業仕分け」もさらに追い打ちをかけています。ポストクや博士課程の人件費などに充てられていた競争的資金の大幅な削減を求めたのです。

### ◆民間企業による就職支援

そんな中、民間企業による支援が増えてきているそうです。ポストク等の就職支援を専門に扱っているある企業では、毎年約150人の就職あっせんに成功しているそうです。

この企業では、常時約100社の求人企業があり、登録者と企業を引き合わせます。そして、その実績を聞いて登録する人も増加しているそうです。



### ◆上手な活用が求められる

しかし、ポストク問題に詳しいある大学教授は、「開発リーダーなど即戦力としてポストクへの期待が強いが、いざ使うと期待外れという過去の経験から、採用には消極的な企業が多い」と分析しています。

今後、日本の科学技術力のけん引役である人材を、企業がうまく活用する仕組みが求められていくでしょう。

## 「年金型生命保険」二重課税は違法

### ◆政府が所得税還付の方針を発表

死亡保険金を年金で受け取る生命保険について、「相続税と所得税の両方を課税するのは違法である」との最高裁判所の判決を受け、政府は、同種契約の生命保険で徴収しすぎた所得税を還付する方針を発表しました。

二重課税として税金が還付される対象商品や手続きについて関心が集まっているようです。

### ◆還付の対象商品、還付の手続き

今回問題となったのは、「年金払い特約付き生命保険」という、契約者と被保険者でもある

## 9月の税務と労務の手続き

### [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

#### 30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

### ■ 当事務所よりひとこと

総務省が最近発表した、4～6月期平均の労働力調査によると、完全失業者のうち失業期間1年以上の人は、比較可能な2002年以降では、ITバブル崩壊後の2003年に次ぐ過去2番目の高水準となっているそうです。

失業期間の長期化が進む一方、企業の生産持ち直しにより、新規と短期の失業者は減少傾向にあるそうです。

大企業の業績は、軒並み好業績と報道されておりますが、中小企業を取り巻く雇用情勢が依然として厳しい状況にあるということは変わりませんが、不採用となる人間が、継続して不採用となってしまう様子がうかがえてきます。

夫が亡くなり、死亡保険金の受取人に指定されていた妻が死亡保険金を一時金や年金で受け取ることができるタイプの保険ですが、「こども保険」や「個人年金保険」と呼ばれるものと同様のタイプのため、税金が還付される対象となる可能性があります。

実際に還付を受けるためには、自分が年金形式で受け取った保険金が還付の対象になるかの確認をする必要がありますが、税務署の他、実際に年金から所得税を天引きした生命保険会社で確認することができます。

還付対象に該当すれば、税務署に対して課税の誤りの訂正を求める手続き（更正の請求）を行う必要があります。ただし、税務署に出向いて手続きをしなければ税務署から還付されることはないので、注意が必要です。

ただ、国税庁は具体的にどの商品が還付の対象になるのかの判断基準をまだ公表していないため、確定的な回答は得にくい状況となっています。遅くとも年末までには具体的な還付の対象や手続きが国税庁のホームページ上で周知されるようです。

### ◆住民税や国民健康保険料などにも影響

所得税が変わると、住民税も還付される可能性が高くなります。住民税などの地方税は「所得税法で認定した所得に対して課税する」のが原則となっているため、年金で受け取った保険金が所得税の課税対象外となれば、住民税も課税対象外となります。

また、住民税額が変更になると、国民健康保険料や介護保険料、介護サービス利用料など広範囲に影響が及びます。

還付の対象や手続きなどに関する今後の具体的な情報に注意が必要です。